

岡山航空株式会社所属ホンダ・エアクラフト式HA-420型JA01HJの
航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和4年2月17日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和3年3月13日、岡山県岡南飛行場において岡山航空株式会社所属ホンダ・エアクラフト式HA-420型JA01HJが着陸時に滑走路から逸脱した航空重大インシデントについて、令和3年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本重大インシデントが発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行われているものであり、本事案の責任を問うためのものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

岡山航空株式会社所属ホンダ・エアクラフト式HA-420型JA01HJは、令和3年3月13日（土）17時26分ごろ、岡山県岡南飛行場に着陸した際、滑走路を逸脱して草地で停止した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第4号の「滑走路からの逸脱（航空機が自ら地上走行できなくなった場合）」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和3年3月13日、本重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機各部の損傷及び機能の調査、飛行記録装置等の記録の解析、航空機的设计・製造者からの情報収集等を実施した。

本調査には、重大インシデント機的设计・製造国である米国の代表及び顧問が参加している。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、操縦訓練を行うため、教官である機長が右操縦席に、訓練生が操縦者として左操縦席に着座し、令和3年3月13日16時13分ごろ岡南飛行場を出発した。同機は、高松空港において離着陸訓練を実施したのち、17時26分ごろ、同飛行場滑走路27に着陸した。着陸滑走中、同機は滑走路を逸脱して草地で停止し、自力走行できない状態となった。



図1 重大インシデント機

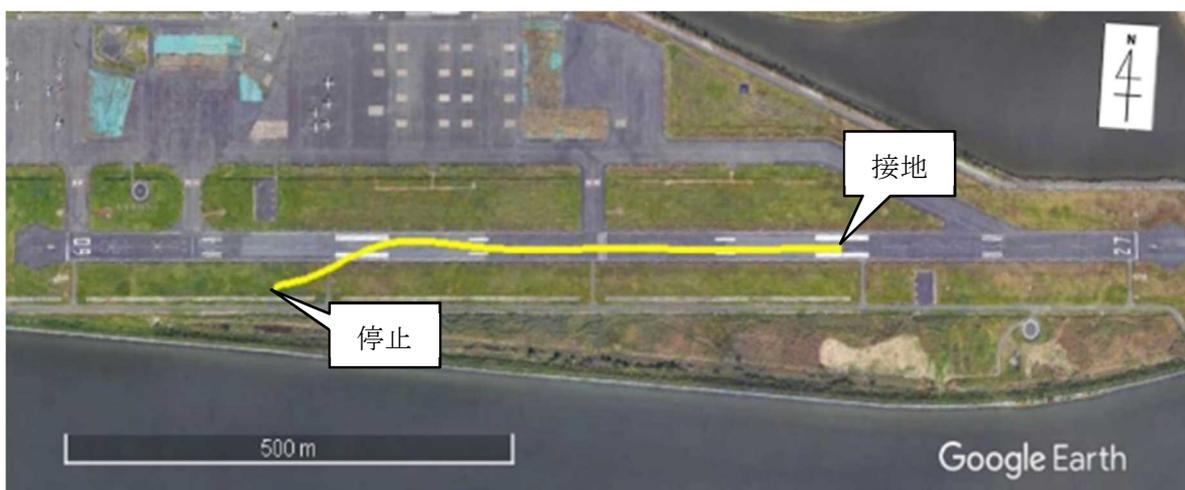


図2 推定滑走経路

(2) 死傷者

なし

(3) 航空機の損壊

小破：機体の胴体下面、翼下の擦過痕及び塗装剥離、エンジン吸気口の打痕及びエンジンのファンブレードの損傷。

(4) 気象

本事案発生時間帯の同飛行場の定時飛行場実況気象通報式 (METAR)

17時00分

風向 290°、風速 9kt、卓越視程 25km、

雲 雲量 1/8 ~ 2/8 雲形 積雲 雲底の高さ 3,500ft、

雲量 3/8 ~ 4/8 雲形 積雲 雲底の高さ 4,500ft、

雲量 5/8 ~ 7/8 雲形 高積雲 雲底の高さ 12,000ft、

気温 12℃、露点温度 5℃、高度計規正值 (QNH) 29.98 inHg

4. 今後の調査

運輸安全委員会は、これまでの調査で得られた情報をもとに、着陸後の滑走路を逸脱するまでの挙動の解析など、更なる事実確認や分析を行い、本航空重大インシデントの原因及び再発防止策の検討を行う予定である。また、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う。